

## 丸亀市パブリックアートガイドライン策定について

### 1. 経緯

#### ①丸亀市文化芸術基本計画への位置付け

- ・基本方針「文化芸術を生かしたまちづくり」の基本的施策のひとつ
- ・身边にアートに触れる機会の提供やまちづくりへの活用

#### ②パブリックアートの乱立による景観的な悪影響への懸念

- ・景観形成の要素として丸亀市景観計画との整合性
- ・乱立による景観との不調和の抑止

#### ③大手町4街区再編整備における方針の必要性

- ・市民ひろばの再整備に係る既設作品の再配置への対応
- ・庁舎北側街区や新市民会館への新規設置に係る判断基準

⇒まずは、庁内の取り決めとして運用をはじめる

### 2. 経過

令和5年2月15日 庁議・全庁意見照会

2月21日 文化芸術推進審議会（書面・意見照会）

3月17日 庁議 ※意見を受けて修正した内容を報告

3月29日 文化芸術推進審議会

### 3. 主な修正箇所

#### ①各項目に「補足」を追加

- ・前回の説明資料に記載していた説明欄の内容を各項目の下段「補足」として追加

#### ②庁内及び審議会からの意見による修正

- ・名称から「設置」を削除

・2.対象（2）対象物に、屋内を含むことが分かるよう記載し、壁画や絵画、写真を追加

・3.基本方針（1）景観や環境への配慮に、「屋外作品の場合」を追加

・3.基本方針（2）作品の新規設置の②に、「法令上の手続き」と3)の補足文を追加

・3.基本方針（2）作品の新規設置の③に、「公共的空間に」を追加

・3.基本方針（3）既設作品の再配置の④に、処分できる例を追加

・3.基本方針（4）作品情報の把握・発信に、2)の補足文を追加

・4.配置プランの作成に、(4)の配置プランの承認に関する事項を追加

#### ③「5.処理フロー図」を追加

・設置までの事務の流れがイメージできるよう、寄贈（寄附採納）や設置（使用許可）の場合を例として掲載

#### ④「6.参考資料」を追加

・参考資料として「丸亀市文化芸術基本計画」と「丸亀市景観計画」の抜粋を掲載

#### ⑤その他、字句の整理・修正